

# 鹿児島県公報

令和8年1月23日(金) 第687号の4



鹿児島県

発行 鹿児島県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編集 総務部 学事法制課  
定例発行日(毎週火, 金)

## 目次

(※については例規集登載事項)

ページ

### 規則

- 鹿児島県職員の特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則(※) (人事課取扱い) 1  
訓令
- 旅行路程等に関する規程を廃止する訓令(※) (総務事務センター取扱い) 2

### 規則

鹿児島県職員の特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年1月23日

鹿児島県知事 塩田康一

#### 鹿児島県規則第2号

##### 鹿児島県職員の特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則

鹿児島県職員の特殊勤務手当支給規則(昭和35年鹿児島県規則第98号)の一部を次のように改正する。

第52条を次のように改める。

(船員作業手当)

第52条 条例第53条に規定する船員作業手当は、商工労働水産部水産振興課又は水産技術開発センターに勤務する船員である職員に対して支給する。

2 船員作業手当の額は、条例第53条第1項に規定する業務に従事した日1日につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 次号に掲げる場合以外の場合 次に掲げる職の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 船長 1,300円

イ 機関長 1,070円

ウ その他の職員 960円

(2) 本邦外の地域を目的地とする航海であつて、本邦の最後の港を出港した日から当該目的地を経て本邦の最初の港に入港する日までの期間が20日以上となる場合 次に掲げる職の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 船長 1,580円

イ 機関長 1,290円

ウ その他の職員 1,170円

3 所属長は、船員作業命令簿(別記第35号様式)を作成し、これに基づいて、船員作業手当を支給するものとする。

第54条中「及び第51条第3項」を「、第51条第3項及び第52条第3項」に改める。

別記第34号様式の次に次の1様式を加える。

第35号様式(第52条関係)

## 船員作業命令簿

所属課(所)名

職名

氏名

所属長印 監督者印	直接の 監督者印	年月日	船舶名	業務内容	出張命令		備考
					期間	命令地	

## 附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

## 訓 令

## 鹿児島県訓令第1号

旅行路程等に関する規程を廃止する訓令を次のように定める。

令和8年1月23日

鹿児島県知事 塩田康一

## 旅行路程等に関する規程を廃止する訓令

旅行路程等に関する規程(昭和61年鹿児島県訓令第11号)は、廃止する。

## 附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。